

答 申 書

第 1 松山市文書法制審議会の結論

処分庁が令和 6 年 6 月 1 0 日にした令和 6 年度市民税・県民税・森林環境税税額決定処分に対する審査請求を棄却するとの審査庁の判断は、妥当である。

第 2 事案の概要

- 1 審査請求人〇〇〇〇は、令和 5 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書（以下「本件確定申告書」という。）を松山税務署長に提出した。
- 2 松山市長（以下「処分庁」という。）は、本件確定申告書に記載された所得金額により、審査請求人の令和 6 年度の市民税、県民税及び森林環境税の税額計算を行い、令和 6 年 6 月 1 0 日、審査請求人に対し、市民税の均等割、県民税の均等割（愛媛県森林環境税を含む。）及び森林環境税を賦課する決定をし（以下「本件処分」という。）、同日付け令和 6 年度市民税・県民税・森林環境税税額決定納税通知書をもって審査請求人に通知した。
- 3 審査請求人は、令和 6 年 7 月 2 1 日付け審査請求状にて本件処分の取消しを求める審査請求を行った。
- 4 令和 6 年 9 月 2 4 日、審査庁は、行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 6 8 号）第 9 条第 1 項の規定に基づき、同法が定める審理手続を行う者（以下「審理員」という。）を指名した。
- 5 令和 7 年 1 月 2 7 日、審理員は、行政不服審査法第 4 2 条第 2 項の規定に基づき、本件審査請求に対して審査庁がすべき裁決に関する意見書（以下「審理員意見書」という。）を審査庁に提出した。
- 6 令和 7 年 1 月 2 9 日、審査庁は行政不服審査法第 4 3 条第 1 項の規定により本件審査請求を松山市文書法制審議会条例（平成 2 8 年松山市条例第 7 号）に基づく松山市文書法制審議会に諮問し、同審議会の行政不服審査分科会は同条例第 6 条第 1 項第 2 号の規定によりこれを調査審

議することとした。

第3 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人の令和5年分の所得は、雑所得が66万8,084円、配当所得が358万4,447円であったが、配当所得についてはその全額が上場株式等に係る繰越譲渡損失の金額と損益通算され、合計所得金額は66万8,084円で、寡婦の非課税限度額（135万円）以下であるから、市民税、県民税及び森林環境税は非課税となるので、本件処分の取消しを求める。

2 処分庁の主張

審査請求人の令和5年分の確定申告書の写しによれば、審査請求人の令和6年度課税に係る総所得金額は公的年金等の雑所得66万8,084円、損益通算後・繰越控除前の上場株式等に係る配当所得は358万4,447円であり、審査請求人の合計所得金額は、これらの合計425万2,531円となる。

審査請求人は、合計所得金額には上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除が適用されると主張している。

しかし、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除については地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）附則第35条の2の6第4項から第7項まで及び第11項から第14項までに規定され、上場株式等に係る配当所得への適用については地方税法施行令附則第18条の5第7項及び第16項に規定されているが、これらの規定はいずれも総所得金額等を算出するための規定であり、合計所得金額の算定に適用はない。

したがって、合計所得金額は、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除を適用せずに計算することとなり、その金額が非課税限度額を超えているため、処分庁は本件処分をした。

以上のとおり、本件処分は法令に基づき適正に行われ何ら違法又は不当な点はない。

第4 審理員意見書の要旨

1 意見

本件審査請求を棄却するのが相当である。

2 理由

審査請求人は、令和6年1月1日に松山市内に住所を有していたので、令和6年度の松山市の市民税の均等割、愛媛県の県民税の均等割及び森林環境税が課されるのが原則であるが、審査請求人は寡婦であり、前年である令和5年分の合計所得金額が135万円を超える場合を除き、これらの税は非課税となる。

審査請求人は、本件確定申告書を提出し、令和5年分の上場株式等に係る配当所得等金額について、令和5年分の譲渡損失の金額との損益通算及び令和4年から繰り越された譲渡損失の金額による繰越控除を行った。

しかし、令和5年分の審査請求人の合計所得金額は、譲渡損失の損益通算後・繰越控除前の分離課税配当所得等金額を基本合計所得金額に加えた額により算出される。

審査請求人の令和5年分の所得については、総所得金額が66万8,084円、退職所得金額及び山林所得金額がゼロで、純損失又は雑損失の繰越控除がなされていないので、審査請求人の基本合計所得金額は66万8,084円となる。そして、損益通算後・繰越控除前の審査請求人の分離課税配当所得等金額は358万4,447円であるから、審査請求人の令和5年分の合計所得金額は425万2,531円となる。

このように、処分庁が行った審査請求人の令和5年分の合計所得金額の計算に誤りはなく、審査請求人の令和5年分の合計所得金額は135万円を超えている。したがって、審査請求人の令和6年度の市民税の均等割、県民税の均等割及び森林環境税は非課税とはならない。

また、本件審査請求手続に現れた全ての書面及び資料を検討しても、他に、審査請求人について市民税の均等割、県民税の均等割あるいは森林環境税が非課税となる事情は見当たらない。

3 結論

以上のとおりであるから、本件処分に違法又は不当な点はなく、本件処分を取り消す理由はない。

よって、前記1の意見のとおり本件審査請求を棄却するのが相当である。

第5 審理員意見書を踏まえた審査庁の判断

審理員意見書のとおり本件審査請求を棄却すべきである。

第6 審議の経過

年 月 日	経 過
令和7年1月29日	諮問書の受理
令和7年3月5日	第1回審議
令和7年3月24日	第2回審議

第7 当審議会の判断

1 争点 前記第3の審理関係人の主張の要旨によれば、本件審査請求での争点は、審査請求人の令和5年分の合計所得金額は正しく算定され、令和6年度の課税は適正かどうかである。

2 争点についての判断

(1) 関連する法令等の定め

ア 確定申告

(ア) 所得税及び復興特別所得税の確定申告は、1月1日から12月31日までの1年間に生じた全ての所得の金額とそれに対する税額を計算し、所管税務署長に確定申告書を提出して、源泉徴収された税金との過不足を精算する手続である。

(イ) 前記(ア)の確定申告を行った場合は、道府県民税及び市長村民税の申告を行ったものとみなされ、提出された確定申告書をもとに、道府県民税及び市長村民税の均等割及び所得割を課すこととされている（法第45条の3、第317条の3）。

イ 市民税の均等割、県民税の均等割及び森林環境税の課税

(ア) 納税義務者及び税額等

松山市内に住所を有する個人には市民税の均等割が課され、その額は3,000円である（法第294条第1項第1号、第310条、松山市市税賦課徴収条例（昭和25年松山市条例第25号）第17条第1項第1号、第25条第1項）。

愛媛県内に住所を有する個人には県民税の均等割が課され、その額は1,700円である（法第24条第1項第1号、第38条、愛媛県県税賦課徴収条例（昭和25年愛媛県条例第21号）第12条第1項第1号、第13条第1項第1号、愛媛県森林環境税条例（平成1

6年愛媛県条例第46号)第2条、第3条第1項)。

国内に住所を有する個人には森林環境税が課され、その額は1,000円である(森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成31年法律第3号)第3条、第5条)。

市民税、県民税及び森林環境税の賦課期日は1月1日であり(法第39条、第318条、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第6条)、県民税及び森林環境税の賦課徴収は、市民税の例により、市民税の賦課徴収と併せて行われる(法第41条第1項、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第7条第1項)。

(イ) 均等割が非課税となる場合

前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除き、寡婦に対しては、市民税の均等割、県民税の均等割及び森林環境税を課することができないとされている(法第23条第1項第11号、第292条第1項第11号、第24条の5第1項第2号及び第295条第1項第2号、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第4条第1項第2号)。

ウ 合計所得金額

(ア) 上場株式等に係る配当所得等の金額がある場合

「合計所得金額」とは、純損失又は雑損失の繰越控除前の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基本合計所得金額」という。)とされている(法第23条第1項第13号、第292条第1項第13号)。

ただし、上場株式等に係る配当所得等の金額(特定上場株式等の配当等に係る配当所得に係る部分については、分離課税を選択したものに限り。以下「分離課税配当所得等金額」という。)があり、当該分離課税配当所得等金額について確定申告がなされた場合には、上記の合計所得金額の定義規定は読み替えられ、分離課税配当所得等金額を基本合計所得金額に加えた額が合計所得金額となる(法附則第33条の2第3項第1号、第7項第1号)。

(イ) 上場株式等に係る譲渡損失との損益通算

上場株式等に係る譲渡損失（以下「譲渡損失」という。）の金額がある場合には、確定申告することにより、当該譲渡損失の金額が発生した年分の分離課税配当所得等金額から当該譲渡損失の金額を控除できる（法附則第35条の2の6第1項、第8項。以下「損益通算」という。）。

この場合には、上記(ア)の合計所得金額の定義規定はさらに読み替えられ、損益通算を適用し、譲渡損失の金額を控除した後の分離課税配当所得等金額を基本合計所得金額に加えた額が合計所得金額となる（法附則第35条の2の6第3項、第10項）。

(ウ) 譲渡損失の繰越控除

上記(イ)の損益通算によってもなお控除しきれない譲渡損失の金額がある場合、その翌年以後3年間にわたり、確定申告することにより、分離課税配当所得等金額から控除できる（法附則第35条の2の6第4項、第11項。以下「繰越控除」という。）。

もっとも、この場合には、上記(イ)の場合とは異なり、合計所得金額の定義を読み替える規定がない。すなわち、繰越控除を適用し、前年から繰り越された譲渡損失の金額を控除した後の金額を合計所得金額の算出における分離課税配当所得等金額とする規定がない（法附則第35条の2の6第6項、第13項参照）。

そのため、繰越控除の適用を受ける場合、課税される所得金額を算出する上では前年から繰り越された譲渡損失の金額が分離課税配当所得等金額から控除できるものの、合計所得金額を算出する上では前年から繰り越された譲渡損失の金額は控除できず、繰越控除前の分離課税配当所得等金額によって合計所得金額が算出される。

(2) 本件の検討

ア 前提となる事実関係

本件処分について検討するに当たり、前提となる事実関係は次の①から⑥のとおりである。

- ① 審査請求人は令和6年1月1日に松山市内に住所を有していた。
- ② 審査請求人は本件確定申告書を提出した。

- ③ 審査請求人は寡婦に当たる。
- ④ 審査請求人の令和5年分の総所得金額は66万8,084円であり、退職所得金額及び山林所得金額はゼロである。
- ⑤ 審査請求人の令和5年分の分離課税配当所得等金額は858万3,475円であったが、令和5年分の譲渡損失の金額と損益通算した後の分離課税配当所得等金額は358万4,447円であった。また、損益通算に加え、令和4年から繰り越された譲渡損失の金額を繰越控除した後の分離課税配当所得等金額は0円であった。
- ⑥ 審査請求人の令和5年分の所得について、純損失又は雑損失の繰越控除はなされなかった。

イ 本件への当てはめ

(ア) 市民税の均等割、県民税の均等割及び森林環境税の課税

審査請求人は、令和6年1月1日に松山市内に住所を有していたので、令和6年度の市民税の均等割3,000円、県民税の均等割1,700円及び森林環境税1,000円が課されるのが原則である。

もともと、審査請求人は寡婦であり、前年の令和5年分の合計所得金額が135万円を超える場合を除き、これらの税は非課税となる。

(イ) 審査請求人の合計所得金額

審査請求人は、本件確定申告書を提出し、令和5年分の分離課税配当所得等金額について、令和5年分の譲渡損失の金額との損益通算及び令和4年から繰り越された譲渡損失の金額による繰越控除を行った。

しかし、令和5年分の審査請求人の合計所得金額は、譲渡損失の損益通算後・繰越控除前の分離課税配当所得等金額を基本合計所得金額に加えた額により算出される。

審査請求人の令和5年分の所得については、総所得金額が66万8,084円、退職所得金額及び山林所得金額がゼロで、審査請求人の基本合計所得金額は66万8,084円となる。そして、損益通算後・繰越控除前の審査請求人の分離課税配当所得等金額は358万4,447円であるから、審査請求人の令和5年分の合計所得金額は425万

2,531円となる。

このように、処分庁が行った審査請求人の令和5年分の合計所得金額の算出に誤りはなく、審査請求人の令和5年分の合計所得金額は135万円を超えている。したがって、審査請求人の令和6年度の市民税の均等割、県民税の均等割及び森林環境税は非課税とはならない。

以上のことから、本件処分に違法又は不当な点はなく、本件処分を取り消す理由はない。よって、本件審査請求は棄却するのが相当である。

3 審理員による審理手続

本件審査請求での審理員の審理手続は、適正に行われたものと認められる。

4 結論

以上のことから、当審議会は、本件審査請求を棄却するとの審査庁の判断は妥当であると判断し、第1の松山市文書法制審議会の結論のとおり答申する。

令和7年3月24日

松山市文書法制審議会行政不服審査分科会

委員 倉澤生雄

同 宮部高至

同 加藤祐子